

平成20年第4回定例会意見書全文

薬物乱用の根絶を求める意見書

警察庁によれば、平成19年における大麻に関する摘発事件は、3,282件に上り、過去最悪な状況となっている。今年に入ってみても、大相撲の現役力士による大麻の不法所持・使用が明るみに出て、国技を搖るがす大騒動に発展する事件が発生し、また、大学生が大麻を所持・売買するなどして逮捕される事件が続発するなど、深刻な状況が続いている。

大麻取締法では、所持や栽培が規制されている一方、単なる使用については規定がないこともあり、罪の意識が乏しいケースも多く、こうした状況に加え、インターネットの普及により簡単に情報が手に入ることもあり、大麻に手を染める機会は若い世代を中心に驚異的な広がりとなっている。

さらに、こうした大麻がほかの不正な薬物への入り口となっている状況もあり、断じて見過ごすことはできない。

薬物乱用は、単に乱用者の身体、生命に危害を及ぼすばかりでなく、青少年の健全な育成を阻み、時に事件の加害者となり家庭を崩壊させ、社会の秩序を乱すなどはかり知れない影響を及ぼすのである。

よって、本市議会は国に対し、薬物乱用の根絶を図るために、抜本的な対策を講ずるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月12日

千葉市議会

(提出先)

内閣総理大臣

厚生労働大臣

文部科学大臣

警察庁長官

あて

国家公安委員会委員長

衆議院議長

参議院議長

あて

妊婦救急医療体制を抜本的に強化するよう求める意見書

今年10月上旬、東京都内で出産間際の妊婦が脳内出血を起こし、7病院に緊急搬送の受け入れを拒否されて死亡する事件が発生した。その後も、救急の妊婦患者の搬送先が見つけられずに死産したり妊婦が死亡するなどといった、痛ましい事件・事故が相次いで発生している。

なぜ、このようなことが起るのか。昨年10月に総務省消防庁と厚生労働省が行った調査では、妊婦救急搬送の受け入れに至らなかった理由として、「処置困難」、「手術・患者に対応中」、「医師不在」などが多数を占めており、原因は医療体制の問題であることが明らかになっているのである。

地方や都市部を問わず産婦人科のある病院が年々減少し、「安心して出産できる場所がない」と言われるような深刻な社会問題となっている。

今回の事件のような医療事故の再発を防止するためには、産科医の過酷な労働実態の改善や、医療事故での患者救済を優先する「無過失補償制度」の拡充などとともに、絶対数が不足している医師の増員を抜本的に図ることが必要なのである。

よって、本市議会は国に対し、安心して出産できるための妊婦救急医療体制を抜本的に強化するよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月12日

千葉市議会

(提出先)

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣

衆議院議長

参議院議長

安心の介護サービスの確保を求める意見書

介護保険サービスを円滑に提供するため、3年ごとに介護保険事業計画や介護報酬の見直しが行われてきた。2000年4月にスタートした介護保険も来年4月からいよいよ第4期目となる。現在、各自治体で介護保険事業計画の見直し作業が進められ、社会保障審議会介護給付費分科会では介護報酬の改定に向けた本格的な議論も始まっている。

こうした中、現在、介護業界では収益の悪化や、低賃金による人材不足が深刻な問題となっている。特に、介護従事者の離職率は2割以上に上り、待遇改善が強く求められている。そのために介護報酬の引き上げが望まれているが、報酬引き上げは介護従事者の待遇改善につながる一方で、介護保険料の引き上げとなつてはね返ってくるだけに、慎重な議論が必要である。

よって、本市議会は国に対し、安心の介護保険制度として根幹を維持しつつ、介護サービスの拡充を図るために、下記の対策について特段の取り組みを行うよう強く要望するものである。

記

1 介護報酬の改定に当たっては、介護事業の経営実態調査等に基づき、地域における介護サービスが的確に実施できるよう、サービスごとの人の配置や待遇などに十分、留意の上、適切な引き上げを図ること。

2 介護報酬の引き上げが、第1号被保険者の保険料の引き上げにつながらないよう、国において特段の措置を行うこと。

3 必要な療養病床を確保するとともに、認知症対策を拡充し、地域ケア体制の整備・充実を図ること。

4 介護人材の確保及び定着のため、介護従事者の待遇の改善や新たに福祉・介護人材確保のための緊急支援事業を実施するとともに、雇用管理の改善に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月12日

千葉市議会

(提出先)

内閣総理大臣

内閣官房長官

財務大臣

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣

(少子化対策・男女共同参画) あて

衆議院議長

参議院議長

子育て支援策の拡充を求める意見書

子供の数が減っているにもかかわらず、虐待を受けたりして家庭で育つことができず、保護を必要としている子供たちの数は増加する傾向にある。また、入所を待つ「待機児童」も解消されない状況が続いている。国・地方自治体による子育て支援策の強化が求められている。

子供たちが安心して育つことのできる社会の実現のためには、子供一人一人の状態や年齢に応じた適切な支援を行えるような環境を整えることが必要である。

よって、本市議会は国に対し、子育て支援策の拡充のため、下記の施策の早急な実施を要望するものである。

記

1 国は、次世代育成支援策の拡充のための財政措置を初め、必要な施策を講ずること。

2 要保護児童が家庭的な環境において個別的なケアを受けることができるよう、里親委託や小規模住宅型児童養育事業の推進、児童養護施設等の施設の小規模化の推進などにより、体制整備を行うこと。

3 家庭的保育事業における家庭的保育者(保育ママ)の質の確保のため、すべての家庭的保育者が、家庭的保育を行うために必要な基礎的知識や技術などを習得することができるよう、研修体制の整備充実に努めること。

4 児童養護施設等の要保護児童が入所する施設において、子供に適切な支援が行えるよう、施設の最低基準や措置費の見直しを図ること。

5 仕事と家庭の両立支援の促進のため、企業が実効性のある一般事業主行動計画を策定し、その行動計画を確実に実施できるよう支援に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月12日

千葉市議会

(提出先)

内閣総理大臣

内閣官房長官

財務大臣

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣

(少子化対策・男女共同参画) あて

衆議院議長

参議院議長